

## 平成 27 年 6 月 23 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（須浪宏和）	税 務 課 長（笹山恵子）
福 祉 課 長（川田順也）	健康増進課長（三木俊明）
住民環境課長（石床勝則）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（高橋幸光）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（椎木 孝）
病院事務長（奥村 忠）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

## 議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

## 議事日程 第 2 号

別紙のとおり

平成27年6月土庄町議会定例会  
議事日程（第2号）

（平成27年6月22日招集）

平成27年6月23日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会）
- 第 2 請願第 1 号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願
- 第 3 閉会中の継続調査申出について
- 第 4 一般質問

## 開議

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

## 付託議案について常任委員会の審査結果報告

○議長（濱中幸三君）

日程第 1、付託議案について総務建設常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。開会中総務建設常任委員会の委員長報告をいたします。

請願第 1 号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願について、6 月 22 日当委員会に付託されました。この議案について、委員会を開催し、審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

新日本婦人の会小豆支部支部長村上久美氏から提出された、日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願について、会議規則第 92 条第 1 項により紹介議員であります福本耕太議員に出席をいただきました。福本議員から提案理由の説明を求め、各委員より質疑の後、審議いたしました。

その内容の主なものは、質疑、答弁ですけれども、質問、政府は、集団的自衛権の行使は、武力行使の新三要件を満たす場合に限っている。答弁、新三要件について、時の政府の主観により判断することが問題である。過去にアメリカ政府に反対、批判したことがない中で政府が判断することに問題がある。もう 1 件、質問、いつでもどこでもあらゆる戦争に自衛隊が参加するわけでもな

く限定的であると言っている、国会で論戦中であり内容がよく分かっていない。答弁、日米防衛ガイドライン、いわゆる共同戦争マニュアルと一体的に進めてきた経緯を経て集団的自衛権が前提となっている、政府は断れない。

今から委員の意見ですけれども、憲法 9 条による自衛措置については、内閣・国会に委ねられているので現在の危機的状況と直面する政府、国会が判断するものである。次の意見、集団的自衛権の行使により自衛隊のリスクは高まり、アメリカ主導の戦争にも参加、相手国から敵対国とみなされるなど、内容に共感できる。意見、戦争には反対であるが、昔の侵略戦争と違い今は宗教的戦争が主であり、アメリカは世界平和維持のための行動を起こしている、アメリカのための自衛隊ではないので政府に委ねたい。意見、9 条の戦争放棄は当然であるが、個別的自衛権と集団的自衛権の区分が現実的にどのように違うのか、その線引きは今の政府がしないとイケない。以上です。

採決の結果、委員会として、不採択とすべきものと決定をいたしました。総務建設常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀧中幸三君）

これもちまして、総務建設常任委員長の審査結果の報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（瀧中幸三君）

これより総務建設常任委員長から報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（瀧中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

## 討論、採決（請願第 1 号）

○議長（瀧中幸三君）

これより討論、採決に入ります。

日程第 2、請願第 1 号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長（濱中幸三君）

6 番 母倉正人君。

○6 番（母倉正人君）

この件は、国の外交に関する事、市町村の権限外であり、地方議会の守備範囲というものを考慮した上で、私はこの請願を採択することを反対いたします。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

反対討論を始める前に、母倉議員の発言に対して答えさせていただきます。

(マイク不調により中断)

## 休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 9 時 38 分

再 開 午前 9 時 39 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（濱中幸三君）

再開します。

○7番（福本耕太君）

まず、母倉議員の反対討論に対する反論を行います。現在、全国で116自治体が戦争法案に対し、反対の意見表明また慎重な審議を求める意見表明を行っております。町村の権限外というのは、あたらないと考えております。

それでは、賛成討論を始めさせていただきます。そもそも、この問題は3つの問題がございます。日本の若者、自衛隊員を戦場に送り込み、殺し殺されるという現実の問題、そして憲法違反、立憲主義破壊という問題です。そもそも憲法とは何か。憲法は、他の法律が国民を縛る法律であることに對し、憲法はその目的として、権力者を縛る、つまり政府と国会議員、公務員を縛る法律であることが他の法律とは全く違う点がございます。時の政府や内閣がその権力を濫用し、戦争へと国民を導かないよう縛る国家を立憲主義国家と呼び、立憲主義を国是としている国を法治国家と呼びます。お分かりのように、立憲主義に相對する国家は独裁国家であります。日本国憲法が定められる前の、70年前の日本もこれにあたります。安倍政権による憲法解釈の変更で何でもできるという姿勢は、小林節慶應大学教授の言葉を借りれば、立憲主義の破壊であり、独裁国家への道を開くこととなります。

今、国会で審議中の集団的自衛権とその行使にあたって、安倍内閣が進めている安保法制、多くの国民からその法案の実態から「戦争法案」と厳しい批判の声が上がっています。この法案に対し、日本弁護士会、憲法学者、歴代の国会議員、歴代の10人の法制局長官など憲法、法律の専門家の圧倒的多数から、憲法違反との批判が上がっています。現在、政府与党の中にも自民党の国会議員の中で村上氏が違憲と反対をしています。ご存知のように、与野党双方が選出した憲法学者3名全員が違憲と判断をいたしました。慶應大学の小林節教授

は「私は改憲論者だが」と前置きをした上で、「しかし、明確な憲法違反であるとともに、立憲主義を破壊する行為である」と痛切な批判を行っています。

「戦争法案」に反対する意見書を国会へ、土庄町議会として、安倍政権が進める安保法制（戦争法案）に反対する意見書を国会へと提出することを求めます。その意義について、総務建設常任委員会各委員の皆さん、傍聴されている皆さんに、ぜひ一緒に力を合わせていきたいと思っております。

2015年5月26日、安倍内閣は安保法制を自民・公明政権で閣議決定し、審議入りさせました。その後、名称を変えましたが、その内容は「戦争法案」そのものです。安倍自公政権は、「国民の命と暮らしを守るための法律だ」と言っています。しかし、法律の中身を見てみると、自衛隊の役割を拡大し、海外派兵、アメリカ軍の支援がその大きな特徴となっています。地球上のどこへでも派兵することが可能であり、地理的制限はありません。活動中に攻撃を受ける可能性もあります。武器による殺傷行為、これも政府は認めています。若い自衛隊員の命をアメリカに捧げるための法律であり、憲法の平和原則を根底から破壊します。日本をアメリカと共に海外で戦争する国へとつくり変える法律である。平和安全どころか、「戦争法案」そのものです。

次に、政府が国会に提出した法案の中身についてです。本議案である安保法制に反対する意見書は、これからお話しする2つの法案に対して、土庄町として反対の意思を表明しようというものです。1つは、国際平和支援法です。これが、今までとどう変わるか。自衛隊の派兵はこれまでは、その都度、特別措置法をつくってきました。しかし、今後は政府の独自の判断でいつでもどこでも自衛隊を海外に派遣することができる恒久派兵法へと変わります。もう1つは、安保法制整備法です。内容は、自衛隊の海外派兵や米軍への支援を定めた10本もの法律を一括で変えてしまう、そういう内容になっています。

安倍首相の戦争法、ここには3つの重大な問題があります。まず1つ目の重大問題としては、戦闘地域への派兵。これまでの政府が憲法上派遣しないとしてきた戦闘地域にまで自衛隊を派兵するとしている点です。そもそも、従来の非戦闘地域としてきた場所も、イラク南部のサマワでは陸上自衛隊はロケット弾など23発の攻撃を受け、アメリカ軍戦闘機に空輸を行っていた航空自衛隊C130輸送機の上空を4発の追撃砲が飛び越えていきました。それが、安倍首相がやろうとしている非戦闘地域の枠を外した米軍支援ともなれば、そこが戦場になり、日本の若い若者が、若い青年が殺されることは明白です。実際にアフガン戦争の際、ドイツや他の地域でこうした活動を行っている部隊では、3,500

人もの若い死者を出しています。私は、この土庄町からも今、若い人たちが自衛隊に入隊していることも含め、住民の若い命を守ることが、議会として本来果たすべき仕事だということを強く強調して、皆さんの賛同をお願いするとともに、賛成討論とさせていただきたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は「不採択」です。

この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中幸三君）

起立少数であります。

よって請願第1号は不採択とすることに決定しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（濱中幸三君）

日程第3、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

## 一般質問

○議長（瀨中幸三君）

日程第4、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（瀨中幸三君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

一般質問の機会を得られましたので、ただ今から一般質問をさせていただきますと思います。

1つ目は、現在の土庄町内の幼稚園の園舎の耐震化についてお尋ねしたいと思います。現在、土庄町の幼稚園の園舎は阪神・淡路大震災以前の建物が主だろうと思います。専門的にも阪神・淡路大震災以後、建築、構造計算上の震度による基準がだいぶ強められておるといふふうに聞いております。現在の土庄町の小・中の耐震化率は70%であります。全国平均は95.6%、香川県内は98.4%、ほぼ耐震化が終わろうとしておるのが実情であります。しかし、土庄町の幼稚園は、まだ耐震化も建て替えもできておりません。幼稚園の耐震化の県下の平均は95.1%に上っております。全国平均は86.7%であります。今後、土庄町の幼稚園の園舎の耐震化また建て替えについて、執行部でどのように実施していくのかを、まずお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀨中幸三君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

町内幼稚園の耐震状況につきましては、平成23年度に一部の幼稚園と全ての保育所の耐震診断を実施いたしました。大部、北浦、大鐸のうち、北浦、大鐸は耐震性が確保されており、耐震結果の非常に悪かった大部幼児園につきましては平成24年度に建て替えを完了しております。しかしながら、土庄、湊崎、四海の幼稚園につきましては、大変申し訳なく思っておりますが、今現在、耐震診断の実施ができておりません。

このことにつきましては、自力で避難できない乳幼児をお預かりする施設や

町内 4 つの小学校を耐震性のある新小学校への統合、さらには今年度の豊島小・中学校の耐震化工事を優先いたしました結果ではありますが、教育委員会といたしましては、大事な園児をお預かりする幼稚園の耐震化は早急に実施すべきと考えております。まずは耐震診断を実施したいと考えておりますので、ご理解の方、よろしくお願ひいたします。

○議長（濱中幸三君）

高橋正博君。

○4 番（高橋正博君）

今、教育総務課長さんからの答えの中で、耐震診断をまずやっていくというようなことですが、私の孫も今幼稚園に通っております状況なんで、できるだけ早く実施していただけたらというように思います。これで 1 番目の質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2 番目の質問でありますけれども、現在湊崎地区、私が所属している赤穂屋地区なんですけれども、オリーブタウン商業施設が開設になり、その交通量がすごく増えております。また、今後、県が計画中でありますけれども、双子浦通り、八幡さんの通りですけれども、国道 436 号線、この道路拡張問題も出て、高校が平成 29 年度土庄高校、小豆島高校が統合され、現在蒲生に用地買収が完了し、敷地を造成している状況で、平成 29 年開設されるという運びになっております。それに併せて、双子浦通りの道路拡張をやるという県からの方針が来ておまして、地元の説明会も終わり、測量も現在終わっておるような状況であります。富丘通り商店街につきましては、現在用地買収が終わったところから、建物が解体されておりますけど、まだ拡幅工事、歩道を付けるというようなお話ですけど、まだできておりません。オリーブタウンができて、赤穂屋商店街の方が信号待ちの車の渋滞が、通学・通勤時、また夕方の買い物時には信号待ちの車の渋滞が、すごく長くできておまして、商店に出入りが不自由をしているというのが実情のようです。これを何とか早く県に働きかけていただいて、用地買収また拡幅工事が完了するようにしていただきたい。町の働きは、今後どう考えておられるのか、そこをお尋ねしたいと思いません。以上です。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

赤穂屋地区の県道土庄福田線の改良工事は、平成 22 年度に赤穂屋交差点から八幡橋までの用地測量、境界確認、買収面積の確定作業を終了し、平成 23 年度から各地権者の用地買収をしており、今年度においても引き続き用地交渉、建物補償を行います。道路整備は延長 320m、幅員 12m、車道が 7m、両側に歩道が 2.5m ずつの歩道を設けます。用地確保ができた区間から工事を随時行っていく予定です。

国道 436 号線の双子浦地区は、25 年度に測量設計を完了し、26 年度に住民説明会を行い、用地測量、補償費調査後に用地契約交渉し、用地確保を進めております。27 年度に用地契約・建物補償契約を進め、用地確保ができた区間において小入部の町境側より工事を施工していく予定です。道路幅員は 14m、車道が 7m、両側に歩道が 3.5m ずつで整備をいたします。カーブの改良を 2 か所と湊崎交差点において 3 方向の右折車線の整備を行う予定です。

国・県への働きかけとしましては、国道 436 号整備促進期成同盟会を土庄町、小豆島町並びに関係団体で平成 25 年 3 月 27 日に発足させ、関係機関に整備要望を行っております。また、毎年行われます、小豆総合事務所と土庄町の事業打ち合わせ会の折にも整備事業を早く推進していただけるよう協力とお願いをいたしております。

国道 436 号線は小豆島において一番の幹線道路であり、生活道路はもとより、産業をはじめ地域経済の発展や島内観光に寄与しており、また本路線は緊急輸送道路にも指定されております。新設高校の開校時期平成 29 年 4 月となりますと、後 2 年を切っております。このような状況下、児童・生徒の皆さまをはじめ、誰もが安心・安全に通行できる道路整備を香川県と共に早急に推進してまいりたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

高橋正博君。

○4 番（高橋正博君）

ただ今、お答えいただきまして、赤穂屋地区としましても、住民の方には十分説得と言いますか、説明をいたしまして、協力しようという体制にはおります。でも、中には、やはり今後これが例えば 10 年後、20 年後の完成になるようなのであれば、人口が減少しているなか、無駄でないかというご意見の方もおいでますので、できるだけ早い着工、完成を土庄町としても協力して働きかけていただきたいというふうに思います。以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（濱中幸三君）

3 番 濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

3 番、濱野です。一般質問をさせていただきます。

まず、1 番目の質問ですけど、町長の施政方針には、「地域と協働し、連携することによって、安心安全で子育てがしやすく、豊かで住みやすい、そして、賑わいのある自立したまちづくりに取り組む」とあります。現在、日本全体で人口減少・高齢化が進み、このまま推移すると 2060 年には総人口 8700 万人にまで減少すると推定されています。そこで、政府としては、人口の安定化と人口構造の若返りをするべく、まち・ひと・しごと創生法を施行しました。そして、政府は、人口減少の歯止め、東京一極集中の是正、成長力の確保を目指し、2060 年を視野に入れた将来の方向を示す長期ビジョンと、5 か年程度の総合戦略を策定し、その流れを地方へと波及するよう考えています。そして、地方への多様な支援と切れ目のない施策を展開し、地方創生に繋げようと考えているようです。

土庄町としても、町長の掲げるまちづくりを実現するにあたり、政府と連動した総合戦略を策定し、地方創生の掲げる、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成し、人口拡大期の全国一律のキャッチアップ型の取り組みではなく、地方自らが地域資源を掘り起こし、そして、それらを活用する取り組みと、地方分権の基盤を整備し、確立させなければなりません。

そこで、土庄町として、経済・医療・教育・福祉・交通等々、多くの課題がある中、特色ある総合戦略を策定するにあたり、バランスよく考えることは大変重要だとは思いますが、優先順位、重要課題を定めておくことが必要であると考えます。どのように考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（濱中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状と将来展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後 5 年間の目標や施策をまとめるものでございます。本町におきましても、国及び県の総合戦略を勘案しつつ、地域資源の掘り起こし等による新たな魅力を創出し、町外

からの交流人口の増加を図る一方で、住民の皆さまが住んで良かったと誇りの持てるまちづくりを進めていくための戦略としたいと考えております。

現在の進行状況を少しご報告いたしますと、総合戦略の策定にあたり、本年5月に職員のプロジェクトチームを設置し、現在、各課からの提案を取りまとめております。7月には内外の有識者による、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を立ち上げ、広くご意見をいただきながら土庄町版総合戦略を策定したいと考えております。

議員ご指摘のように優先順位は重要であると思いますが、一方では有識者の皆さまには、総合戦略の目的である人口減少対策、地域活力の向上に繋がる事業を幅広く検討していただきたいと考えておりまして、現時点では特定の分野に絞り込んだことは考えておりません。今後、総合戦略会議の中で、議論していただきながら、優先順位が付いていくものと考えております。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

総合戦略会議の中で順位を決めていくということでございます。ぜひ、小豆島、土庄町として特色ある総合戦略を策定していただきたいなというふうに思います。関連してでございますけれども、継続的な支援を受けるためには、計画を立てるだけではなく、現実に実行し、その評価をしっかりとするとともに、改善すべきことは改善し、新たに計画を立てる。また、それを実行し、計画を立てるというふうなサイクルを継続し続けていくことが必要だというふうに考えております。そのためには、ある程度固定した人員と柔軟で新しい知恵の導入や識者の意見を聞くなど、多種多様な対応が必要になるのではないかと考えております。どこの部署が中心になり、縦割りの行政ではなく、横の繋がりと連携をしっかりとする必要があると考えておりますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、濱野議員の再質問にお答えさせていただきますが、先ほど課長が言いましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を立ち上げて、それからという話でございますが、どの課でどうやるということも含めて、今後そういうことを考えていこうかなと思ってます。それとですね、土庄町総合計

画。皆さん見られたか、もし持ってないんだったらございます。それを見ていただいでですね、その中から基本的に人口減少対策ということも中に入っておりますので、そういったことも含めて今後考えていこうと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ありがとうございます。

政府は、地方創生をより深化するために、新型交付金を創設し、先駆的・優良な取り組みにはさらなる支援をしようとしているように考えているようです。しっかりと努力し、頑張っている地域をきちんと評価し、支援する制度が整備されています。今こそ、産官民が一体となって、新しい土庄町を創生するチャンスだと考えております。ぜひ、独創的で継続可能な総合戦略を策定し、強い指導力を発揮していただき、自立したまちづくりを実現してほしいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。以上で1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問にまいります。

関連するかもしれませんが、急激な人口減少の中、移住者受け入れに力を入れることは非常に大切だと思います。支援策として、土庄町空き家バンク制度、移住促進事業交付金、土庄町島ぐらし体験の家、島ぐらし体験ツアー等々、多様な施策を講じています。ただ、どの施策もUターンを考える人にとって魅力ある制度だとは思えません。移住者受け入れと併せて、島から出て行っている人が、故郷へ帰るきっかけとなるような施策も必要だと思います。

島への愛着のある人、生まれ育った故郷を憂いている人、故郷をなんとかしたいと考えている人はたくさんいるはずです。なにかきっかけがあれば、故郷への思いを実現できるのではないのでしょうか。施行するにあたり、多くの問題はありますけれども、島を離れた人が島にもう一度戻って頑張ろうと考えられるような、きっかけになるような施策や助成を考えてはいかがかと思ひますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（濱中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

濱野議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

濱野議員もご指摘のように、本町のUターン者への助成としましては、移住

促進施策の中で U ターン者も含めて助成事業を実施しております。具体的には、移住促進事業交付金及び空き家リフォーム支援事業の 2 つが U ターン者も対象となっております。

この助成事業の内容を少しご説明いたしますと、1 点目の移住促進事業交付金につきましては、空き家バンクに登録された空き家を取得または賃借した方を対象として、移住者 1 人につき 5 万円、1 世帯あたり 20 万円を上限として交付しております。2 点目の空き家リフォーム支援事業につきましては、今年度から実施しております。町の空き家バンクに登録された物件を売買または賃貸借した場合にリフォーム工事の対象経費の 2 分の 1、補助限度額 100 万円という事業でございます。

さまざまな知識や経験を有する方に U ターンしていただき、地域のために活躍していただくことは地域活性化につながるものと思いますが、町外に生活基盤のある方の場合は、故郷に帰るそれなりの理由がなければ U ターンに結びつかないものと思います。今後、U ターン者を含め、移住促進施策等の充実を検討していきたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

ただ今、報告がございましたけれども、移住者に対しては非常に PR をされているというふうに思います。ただ、U ターン者、特に学生で都会に出ていた子どもたちは、なかなかそういう制度にお目にかかることもございませんし、私が東京に出て行った経験からいたしますと、どうしても都会の暮らし、それから給与体系等々に目を奪われて、そのままそこで就職しようというふうな形になっていくのが現状ではないかなというふうに思います。ただ、現実に暮らしてみますと、非常に都会の暮らしは大変で、なかなか島で育ったような環境ではないことも現実であります。ぜひ、今の制度でありますと 10 年もしくは 15 年を対象に U ターン者に対する助成を行うというふうなことになるんじゃないかなというふうに思いますけれど、ぜひそのあたりは期間がどうかという問題はあると思いますけれども、もっともっと若い世代にも PR できるような、そして施策として通用できるような方向を考えてみてはどうかというふうに考えておりますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、濱野議員の再質問にお答えさせていただきますが、先ほど課長から話がありましたように、100万円また20万円の話が出ました。もう少し細かく説明しますと、昨年までは実は15年、今年度から10年以上という一応短縮はさせていただきます。ただ、先ほどの話の中で10年でも長いというような話もあろうと思いますので、そのあたりも去年まで15年で今年からなんで、また来年以降そういったことも視野に入れて考えさせていただきたいと思います。また、たぶん移住者じゃなくUターンの方は、いろんな問題でこっちへ帰ってこようという気持ちになります。一番大きいのは、やっぱり仕事かなと思ってます。そういう受け入れというか、小豆島へ帰ってくる、土庄町内も含めてですけど、仕事をどういった仕事を見つけてあげるのかというのが、やっぱり大きい課題になってこようと思いますので、そういったこの助成プラス仕事のことも今後考えながら、Uターンまた移住者の方にお話をしたいなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ただ今、町長よりご答弁がありました。先ほどの1番目の質問とも関連するかとは思いますが、私が個人的に考えるのは、たくさんの課題のある中で、やはり小豆島としては、まず経済をしっかりしなければいけないというのが一番ではないかなというふうに考えております。全てはそこから始まって、それから教育であり、福祉であり波及していくものではないかなというふうに考えております。それだけに特化する必要はないとは思いますが、ぜひそういう部分も考えながら、この取り組みに取り組んでいただけたらなど。それと、もう1つは定住率、何をもって定住率ということはあるんですけれども、今までの移住者の数、それからそのまま住み続けていらっしゃる方というのも、これから非常に大切な数字になるのではないかなというふうに思います。ぜひ、そのあたりも併せて踏まえながら、本当に定住していただくような施策を考えていただけたらなというふうに思います。2番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番目の質問にまいります。

本年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方行政における教育委員会制度が大きく変わりました。本年策定された

土庄町教育基本大綱での基本的な考え方の一つに、一層の地域協力と連携が必要であるとしているのに対し、この制度と基本大綱は、まだまだ住民への周知ができていないとは思えません。もっと徹底した周知、広報活動が必要だと考えます。

併せて、土庄町には昭和 39 年に制定された土庄町教育憲章があります。学校では見ることができるのですが、土庄町のホームページでは探すことができませんでした。現在つくられた大綱と、この憲章との関連性をどのように考えられたのかということと、大変すばらしい憲章ではあると思いますが、もしも時代のニーズと少しずれているのであれば、この憲章をこれからの教育行政として、どのように扱っていくのかを考える時期なのではないかなと考えております。

また、法の施行により、任命者となる町長と教育委員長職となる教育長の責任と役割は大変重要になりました。それと同時に、新たに任命される教育委員の役割と責任も大きくなります。任命するための選考をする場合には、例えば面接を行う、また、選考基準を先に策定しておく等々、教育行政に大きく関わる人選には、慎重にも慎重を期さなければならないと考えますが、どのように考えているのでしょうか。

土庄町教育基本大綱については、非常に細かく目標を策定されていますが、時代の変化によって教育行政の考えが変化することも大いに考えられます。基本的に大綱が対象とする期間を想定されているのか、必要に応じて細かな変更も視野に入れているのか、併せてお聞かせください。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

濱野議員のご質問のうち、周知、広報活動部分についてお答えさせていただきます。

法改正によりまして、町長と教育委員会の協議・調整の場として総合教育会議の設置が義務づけられ、本年 4 月から会議の事務局を総務課に置いているところでございます。

事務局を総務課に置いてはいるものの、新たな地方教育行政へ移行していくなか、土庄町教育基本大綱の策定をはじめ、周知・徹底等につきましては教育委員会との連携・協力がなければ難しいと考えております。大綱につきましては町のホームページで公表はしておりますが、更なる住民への周知・徹底が必

要かと考えております。教育委員会の方と相談しながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

濱野議員のご指摘のとおり、平成27年4月1日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、土庄町におきましても教育等に関する総合的な施策の大綱として土庄町教育基本大綱が本年4月に策定されております。

そしてその中では、大きな柱の1つとして「学校・園・保育所・家庭及び地域の連携と協力」の必要性をうたっておりまして、将来を担う子どもたちを社会全体で支えていこうという基本的な考え方が記載されております。

しかし、現在のところ、地域連携の趣旨で町から住民全体への協力依頼の周知はできていないのが現状でございます。教育委員会といたしまして考えているのは、例えば交通立哨を行っている老人会を中心とした学校支援ボランティアであるとか、学校図書室の本の整理とか貸し出しをお願いする図書ボランティアであるとか、今すぐに住民全体をお願いするのではなく、個々の内容に応じて地域の方に協力を依頼し、その都度、住民の方と連携を少しずつ図っていくことで、町全体に広がっていければと考えております。

次に、教育基本大綱の対象期間ですが、この点につきましては、国も今回の法改正の中で概ね5年を考えているようでございます。土庄町においては概ね5年といわず、必要があれば随時見直しを行っていく予定でありまして、常にその時代の現状に応じた大綱となるよう協議、変更していくつもりですので、その際は皆さまのご理解とご協力の方よろしく願いしたいと思っております。

それと、もう1点、教育憲章の話が出ました。たまたま、私も今日持ってきておりますが、大変政策が古い点もありまして、表現のこととか再度事務レベルで見直しさせていただきまして、また教育大綱との釣り合いを取りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

先ほど、もう1点、教育委員さんを選定する方法についてお伺いさせていただきました。と申しますのも、教育委員さん、随時替わっていくのか、各委員

さんの任期にもかかわってくるのではないかなというふうに思っておりますけれども、全ての委員さんが任期が同じであれば、同じ時期に退任されて、新しく委員さんを任命するというふうな形になろうかと思えます。ただ、もしも任期がずれていた場合に、随時新しく任期の替わった人から任命されていくというのであれば、新しく任命された方の責任、それと以前いらっしゃる方の責任ということが全く違ってくるかなというふうに考えております。そのあたりもあろうと思えますけど、最初に質問させていただいた選定する際の基本的な考え方も併せまして、お聞かせいただけたらなというふうに思います。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、濱野議員の質問にお答えさせていただきたいと思えますが、先ほどご指摘いただきました、教育委員の任期は後でお話しさせていただきたいと思えます。任命方法でございますけども、教育委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」ということになっておりますので、特に選考にあたって基準等が具体的に設けられているわけではございません。

しかし、土庄町の教育行政の根幹をなす人材を選任するわけでございますから、住民の期待を裏切らないように、法律の趣旨に合ったふさわしい人材の任命に心がけたいということで考えております。

それから、任期でございますが、1人1人時期が替わっております。その任期満了で、次の新しい人ということで、今選んでいるところでございます。先ほど言いましたように、国の方も今年の4月から変わりましたので、教育長とも、また教育委員会の方とも相談しながら今後もやっていこうと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

もう1度併せて、重ねてのお願いになるかと思えます。選考制度に関連するのですけれども、任命された人は議会での承認をもってその職に就くようになるというふうに考えております。当然、議会としても承認したという大きな責任がのしかかってくるというふうに考えております。どのような人物であり、

どのような選考を行って選んだのかということを示していただければなというふうに考えて、選考基準等々のお話をさせていただきました。もう一度、安易に承認することはできない案件になってくると思います。今までのように、誰がなっているのかとか、随時なっていたからこの人だというふうなことではなくて、これからは明確に教育長が教育行政には責任を持つ、教育委員長です、責任を持つ、そして、その責任を持たせた町長にも任命責任が明らかに出てくるというふうに考えております。それを承認した議会にも当然、同じような責任が出てきます。改めまして、どのように対応していくのか、もう一度お聞かせいただけたらなというふうに思います。

○議長（濱中幸三君）

藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

濱野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長がお答えしたように、27年の4月から新しい法律が施行されております。それまでは、教育委員会を代表するのは教育委員長という形でした。しかし、新しい法によりまして、教育委員会を代表するのは教育長であると、このように明記されました。新しい教育長、また先ほど町長が答弁した委員もですけれども、当然首長が議会の同意を得て任命するというところでございますので、そういう形で今後動いていく予定でございます。なお、私の立場になりますけれども、旧法の中で選任されておりますので、ただ今は旧法によります経過措置という形の教育長になっております。従いまして、土庄町の場合は教育委員長が在任しております。教育委員長と私、教育長ともに教育行政を推進していると、こういう形になっておりますので、ご承知おきをいただきたいなど、こんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

先ほどから申されているように、これからの教育委員会制度、大きく変わっていくと思います。教育長が報告されましたとおり、まだ教育長は実際は教育委員会の中の事務局長という立場であります。今までそういう立場であるという、常駐される教育委員さんが長になっていないということで、無責任、無責任と言ってしまう方が悪いですね、責任の所在がなかなか分からなくて、なかなかトップダウンというふうな施策がとれなかったのかなというふうに思ってお

ります。また、併せまして、今年度土庄町の教育基本大綱にあります地域と協働してということがございます。私は、小豆島、土庄町は非常に地域の教育力があるというふうに考えております。ぜひ、そのあたりも全面に出しながら、子どもは町の宝でございます。土庄町を愛する子どもを育てていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

6番 母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

今から質問させていただきます。

私の常日頃の活動の中で、地域住民からお聞きしました声を集約して、今回はまた3点に絞って、町長の考え方や方針、また取り組みについて質問いたします。

まず、第1点目であります。路線バスの利便性の向上などについてです。今、小豆島では住民生活にとって欠かせない主要な公共施設の位置が変わろうとしています。言うまでもなく、病院と高校であります。50年に一遍、100年に一遍の変化ではないかとさえ言われております。もちろん施設とその内容、運営状況が最も大切ではありますが、住民利用者がこれらの施設にうまくアクセスしていくことも欠かせないことでもあります。そこで、新病院の開院、新高校の開校に伴う人の流れの変化に対応して、路線バスの利便性を高める必要があると思うのであります。考え方と取り組みをお示し願いたい。

先ほど質問された高橋議員の質問と重複するようなところもあろうかと思いますが、併せて土淵市街地から池田への交通量増加への対応策、島内公共施設の位置変更によって起きると予想される諸問題への取り組みをお示し願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（濱中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

母倉議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、来年春に小豆島中央病院が開院し、再来年には新高校の開校が控えており、さらに来年3月には第3回瀬戸内国際芸術祭が開催されます。路線バスを利用する人の流れが大きく変わるであろうと想定されている

とともに、少子高齢化、マイカー依存、運賃の割高感などによりバス利用者が減少傾向にあります。このため、路線バスの利便性向上はもとより交通弱者に配慮しつつ、バス路線を確保・維持していくことが大きな課題となっております。

これらの課題を克服するために、法定協議会としまして、小豆島町や関係団体とともに小豆島地域公共交通協議会を設置しております。協議会では公共交通に対するニーズ調査を実施し、このニーズ調査に基づき地域公共交通網形成計画を策定することにより、計画的に事業を実施していくことを考えております。

計画の具体的内容としましては、路線の抜本的見直し、運賃体系の検討、乗り継ぎについて、利用促進策等でございます。路線バスを運行するにあたり、運行事業者である小豆島オーリーブバスの経営状況を考慮しつつ、将来にわたり効率的かつ効果的な公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

母倉議員の土淵市街地から池田への交通量増加の対応策についてお答えいたします。赤穂屋地区、双子浦地区の県道・国道の整備は先ほど高橋議員にお答えいたしましたように、道路の両側に歩道を整備いたします。また、湊崎交差点の改良工事として、右折車線は現在小豆総合事務所から池田・内海方面への車線のみ整備済みですが、残り 3 方向についても右折車線を設けます。小豆島中央病院の進入口の土庄・平木方面からの国道についても右折車線を設ける予定で現在、用地確保がほぼ完了いたしております。来年春の開院までには整備ができる予定と聞いております。

町といたしましても香川県に協力しながら早急に整備をお願いしたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

6 番 母倉正人君。

○6 番（母倉正人君）

答弁ありがとうございました。

第 2 点目でございますが、介護サービス関係の事業所などの町内における整備の状況と、今後の見通しについてです。私は、地域住民の高齢化に伴い、介

護サービス等を中心とした事業所が民設民営の形で順次整備されていることは、住民ニーズに応えるものとして喜ばしいと考えております。特にこの事業所の中で、大鐸地区、北浦地区、隣町の福田地区等に立地しているものは、地域の高齢者の心のよりどころとして、雇用も生まれ地域の活性化にも寄与しているというふうに思うのであります。

こうした観点から、町内におけるこれらの施設の整備状況と今後の見通しについてお示し願いたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

母倉議員のご質問にお答えいたします。

平成 27 年 4 月 1 日現在の土庄町内の介護保険サービス事業所数に関して申し上げますと、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、湊崎地区の小豆島老人ホーム、土庄地区の特別養護老人ホームあづき、豊島地区の豊島ナオミ荘の 3 事業所、短期入所生活介護（ショートステイ）事業所が同じく 3 事業所、訪問介護（ホームヘルプ）事業所が 4 事業所、通所介護（デイサービス）事業所が 6 事業所、ケアプランを作成します居宅介護支援事業所が 3 事業所となっております。

また、地域密着型につきましては、北浦地区の認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）北のおひさま、小規模多機能型居宅介護施設が大鐸地区の遊雅、北浦地区のはまひるがお北浦、看護小規模多機能型居宅介護施設が土庄地区のはまひるがお土庄、4 事業所となっております。これらの 4 つの事業所は、利用者ができる限り住み慣れた地域で生活していくことを目的としたサービス事業所となります。

平成 24 年度から平成 26 年度までの第 5 期土庄町介護保険事業計画期間に整備された施設につきましては、平成 25 年度は、通所介護のみやび、平成 26 年度は通所介護のはまひるがお土庄、小規模多機能型居宅介護施設等のはまひるがお土庄、はまひるがお北浦の 4 事業所であります。

また、今年度平成 27 年度から 29 年度までを計画期間とする第 6 期土庄町介護保険事業計画における見通しですが、土庄地区の介護付有料老人ホームを見込んでおります。平井先生による民設民営にて 12 月オープン予定です。

以上が、町内の介護福祉関係施設の整備状況と今後の計画でございます。

○議長（濱中幸三君）

母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

答弁ありがとうございました。

次に、3点目でございますが、質問したいと思います。地球温暖化に起因すると言われる高潮に対する対策の現状と今後の取り組みについてでございます。

予想される南海トラフを震源とする津波などの非常事態を持ち出すまでもなく、近年の潮位の上昇は地域住民の生活にじわじわと影響を与えております。港湾施設等を中心に、高潮対策に取り組んでいただいているところでありますが、この高潮対策の現状と今後の取り組みについて、町長さんの考えをお示し願いたいと思っております。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

母倉議員の高潮対策の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

香川県内は平成26年8月30日の台風16号によりかつてない高潮被害を受けました。被災の原因として、護岸天端高の不足と排水路からの逆流などが考えられ、早急な対応が求められました。

これを受け香川県は平成18年3月に津波・高潮アクションプログラムを作成し、Ⅰ期（概ね10年以内）、Ⅱ期（概ね20年以内）、Ⅲ期（概ね30年以内）に分けた整備方針を打ち出しました。なお、港湾施設としましては、土庄町内の香川県管理港湾は土庄港、土庄東港、大部港、家浦港の4港です。土庄町の管理港湾は小瀬港、江島港、馬越港、北浦港、小豊島港の5港で建設課が管理をしております。町内県管理港湾のⅠ期計画延長は2.7kmで整備済み延長は2.7kmで100%完了しております。町管理港湾のⅠ期計画延長は500mで、整備済み延長は390mで78%完了しております。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期の残延長ですが、1,585mでございます。

今後、土庄町としましては、限られた予算の中で効率よく、緊急で重要な箇所の高潮対策を実施し、町民の皆さまが安全で安心して暮らせる環境整備と災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

1点、訂正いたします。香川県内の台風16号は平成16年8月30日でございます。

○議長（濱中幸三君）

農林水産課長 高橋幸光君。

○農林水産課長（高橋幸光君）

母倉議員の質問にお答えいたします。

土庄町の管理する漁港は現在 15 港あり、大部地区では、小部漁港、田井漁港、琴塚漁港の 3 漁港。北浦地区では、小海漁港、見目漁港、元目漁港の 3 漁港。四海地区では、長浜漁港、四海漁港の 2 漁港。土庄地区では、王子前漁港、鹿島漁港、柳漁港、千軒漁港の 4 漁港。豊島地区では、唐櫃漁港、硯漁港、甲生漁港の 3 漁港であり、所管課は農林水産課となっております。

漁港の高潮対策につきましても、先ほど建設課長の説明にありました津波・高潮アクションプログラムに沿って整備してまいりました。町管理漁港のⅠ期計画延長は 2,003m で、整備済み延長は 1,933m、96%完了しております。なお、漁港全体の整備予定延長は 12,131m であり、今後のⅡ期・Ⅲ期の残延長は、10,198m です。

今後、土庄町といたしましても、限られた予算の中で効率よく、緊急で重要な箇所の高潮対策を実施し、町民の皆さまが安全で安心して暮らせる環境整備と災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

母倉正人君。

○6 番（母倉正人君）

どうも、答弁ありがとうございました。私の町政一般にかかわる質問は以上の 3 点でございます。ご答弁の趣旨は十分理解できましたので、これからの点につきまして、今後の前向きな取り組みを期待して、私の質問としたいと思っております。ありがとうございました。

## 休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩します。

再開は 11 時の予定です。

休 憩	午前	10 時 46 分
再 開	午前	11 時 00 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（濱中幸三君）

再開します。

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

日本共産党の福本耕太です。

1 つ目の質問は、小児科の常駐体制を土庄診療所で、土庄町が責任を持って実施するよう求めるものです。

土庄中央病院の廃止、統合新病院の建設と、この間、行政主導で地域医療のあり方が大きく変えられる下で、土庄中央病院から多くの医師が退職する事態が起きています。土庄中央病院における医師の減少は、町民に大きな不安を与えており、中でも、土庄中央病院から小児科がなくなったことは、多くの子育て世代にとって極めて深刻な問題になっています。

小さな子どもは、健康状態が急激に変化しやすく、また、障害のある子どもや病弱な子どもたちにとって、福祉施設と医療機関とが常に一体で機能していることが必要不可欠の条件です。

そこではじめに、三枝町長に認識を問いたいと思います。私は、現在の土庄中央病院でも、診療所になった後も、小児科医の常駐体制をとれるようにして

いかなければならないと考えていますが、町長はどのように認識されているでしょうか。小児科の常駐体制は、土庄町の責任でしなければならないという認識はありますか。端的にあるか、ないかでお答えください。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

子どもを持つご家庭にとっては、少しでも近くに小児科医がいることを希望されることは当然のことと思います。

常駐体制というご質問からすると、外来に加え、夜間や休日も、という趣旨かと思いますが、スタッフや機能の集約で、経営基盤の安定化と継続した医療の提供を図るという病院統合の本来の目的からしても、小児科に限らず、その検討は難しいと思われま

す。また、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの、母体や胎児・新生児の生命に関する事態が懸念される期間を周産期と言いますが、周産期における突発的な緊急事態に備えて、総合的な体制で医療を提供できるようにするためにも、小児科は、産婦人科と併設すべきと聞いております。

土庄中央病院では、平成 26 年度に小児科常勤医が 1 名となり、現在は、ご承知のとおり状態となっております。全国的に小児科医が不足している中、新病院には、内海病院の 2 名に加え、さらに 1 名の小児科医の増員が約束されていると聞いております。24 時間 365 日、医療の提供を行い、お母さん方やお子さまにご安心していただくためにも、体制と設備の整った新病院で小児診察を行いたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

土庄町として小児科医を設置するのは町長の責任だということを認識しているかどうかということ、町長にお伺いしております。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど福祉課長が申しましたとおりが今の流れでございまして、現在そういう状況になっておるということをご説明をさせていただきました。

町として、診療所に小児科を置くことは不可欠であるという話は、前々から福本議員の方もおっしゃっておりますが、今の現段階では個人的には置きたい。ただ、先ほど言いましたように、小児科と産婦人科は一体のものであるということも県の方からも言われておりますし、小児科を置くということは産婦人科も置かないといけない。それから入院機能の問題等々、いろんな問題がかかってまいりますので、非常に今現在は難しいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

統合の話が出るまで産婦人科は土庄中央病院にありませんでしたけど、小児科の常駐の先生はおられました。必ずしも、産婦人科がなければ置けないという話にはならないと思います。置きたいという町長の認識というのは、きちんとお伺いしましたので、そこは町の責任で置くという決意を、腹を括ってお願いしたいと思います。

それで、次の質問に移りたいと思いますけれども、この内容の中で質問に入りたいと思いますけれども、三枝町長は議員時代から、小豆島中央病院を軸とした土庄中央病院の診療所体制を強く支持してこられました。平成24年11月5日発行の議会だよりで、議員時代に編集後記では、新病院開設により「医師の確保も期待でき、医療の充実が今まで以上に図れます」と明記されております。残念ながら、今そういう状況にはなっておられませんが、私も心底ぜひそうあってほしいと思っておりますし、これは住民の願いでございますけれども、そう確信を持っておられた根拠はいまだに見えてきておりません。「医師の確保が期待できる。医療の充実が今まで以上に図られる」と3年前に確信を持って述べられた根拠をお示してください。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の再質問にお答えさせていただきます。

当時から香川県の方が元々2つの公立病院があって、そういう中で、県の方ができれば小豆医療圏1つでやりたいという話に、両町が乗っかっていったというのが、平成24年、25年くらいからだったと思います。そんな中で、香川県それから香川医大、自治医大等々が中心になって、小豆医療圏の医療を守りますよということを当時から言われておりますので、それが1番の根拠でございます。

ます。

それと、そのときには決まっておりましたが、井下病院の院長をされておりました佐藤先生が決まったということで、香川医大さんとのパイプがあるということも県の方からも聞いておりますし、本人からもそういう話を聞いておりますから、香川医大さんのお力添えもいただけるものと信じておりますし、今まで以上に医師が確保できるものとは思っております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

前の岡田町長もそういうお話をされておりました。「聞いております、聞いております」と。「聞いております」だけではやはり住民は納得できないと思います。できるんだということを議員がはっきりと確信を持って述べた以上は、自分の調査等によって述べられているというのが普通だと思いますので、人の話を聞いておりますと言うだけでは、住民は納得できない。非常に不安が大きくなったというのが実感でございます。

それで、今まで土庄町に存在していた医療体制、先ほど話しましたけれども、つまり小児科の常駐体制は、町長の発言からすると、今まで以上の充実という中に含まれるのではないかと。今まであったわけですから。小児科はあったわけですから、せめて、今まで土庄町に存在した医療体制は、責任を持って復活させなければならないと思いますけれどもいかがですか。明確に答弁をお願いします。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の再質問にお答えしますが、先ほど言いましたように、小児科と産婦人科が一体でなければならないということをおっしゃっておりますので、難しいかなと考えております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

今まであった医療体制でさえ復活させるということをおっしゃらない。新病院診療体制に対して、行政として明確なビジョンを持っていないことが、更に浮き彫りになったと思います。医師の確保に対しては、企業団任せや香川県、

香川大学任せにするのではなく、具体的に土庄町として、岡大との連携も含めて真剣に取り組み、土庄町として診療所に小児科をつくるよう強く求めてこの質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。2つ目の質問は、教育行政のあり方についてでございます。

憲法と民主主義の原則を遵守し、住民に開かれた教育行政を求めます。安倍政権の特徴である「憲法 9 条と立憲主義の破壊」、「海外で戦争する国づくり」、「70 年前の日本の侵略戦争を美化する歴史観」を教育に持ち込もうとする動きが政府与党の中で日に日に強まっています。その一方で、安倍首相の暴走に対し、今、全国で国民の怒りが沸き上がり、平和を求める運動が大きく広がっています。

安倍首相は、こうした国民の反発に対抗しようと、自らの異常な歴史観、政治的主張を未来の国民、つまり子どもに植え付けようとしています。教育委員会制度をこの度改悪いたしました。これも教育に対する政治的介入の強化を図ろうという狙いがございます。

また、今年は 4 年に 1 回行われる中学校教科書の改訂の年となりますが、70 年前の日本の侵略戦争を「アジア解放の戦争だった」とあからさまに記述した教科書が、国の検定を通過し、教科書選定の選択肢の 1 つに並べられています。70 年前、大日本帝国は自らの侵略戦争を「アジア解放のための戦争だ」と国民に教え込み、多くの国民を戦場に送りました。アジア諸国民に多大なる犠牲を強いた侵略戦争の反省の上に、日本は平和主義、基本的人権、主権在民を明記した憲法を制定し、そして国際社会に復帰を果たすことができました。こうした戦後体制を正面から敵視し、国際社会からも孤立しかねない思想を植え込む教科書が、今子どもの手に渡ろうとしています。こうした情勢の下で、政治的影響力の強い首長の権限を強化した教育委員会制度の改定が行われ、首長が教育基本大綱をつくるよう国は法律で定めています。

そこで、初めに三枝町長に質問をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 で、土庄町基本教育大綱を作成する際の総合教育会議の公開は原則とされております。そして議事録も公表の義務が課せられております。これについて、この 4 月の 16 日に土庄町は総合会議を開き、教育大綱を策定いたしました。住民や議員に対し一切の公表はありませんでした。法律で記載されている公表の義務を守っていないという認識はございますでしょうか。教育大綱は町長がつくらなければならない、つくるものだというふうに法

律で規定されております。町長の認識を問います。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

福本議員のご質問の1点目の認識につきましてお答えさせていただきます。

法改正によりまして、総合教育会議の設置が義務づけられ、本年4月から会議の事務局を総務課に置いているところでございます。先ほどおっしゃってありました総合教育会議につきましては、本年4月16日に開催いたしました。開催について住民の皆さまへの周知ができておりませんでした。誠に申し訳ございません。今後、教育委員会と相談しながら町の広報誌やホームページを利用しまして、広く周知してまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして新たに設けられた制度でございます。自治体には、教育等に関する総合的な施策としていわゆる教育大綱を作成することが義務づけられております。

土庄町におきましては、昨年8月頃からこの大綱の作成に着手しまして、関係者の意見聴取、また教育委員会内部での審議などを経まして、一定の検討経過を経まして原案を作成いたしました。また、4月に承認されました教育大綱につきましては、先ほど総務課長が申し上げましたように、町のホームページで公表されておりますので、閲覧ができるようになっております。

今後教育大綱の変更、それから、修正が必要になった場合には、随時、総合教育会議を開催していただきまして、広く住民に公表し、土庄町の教育行政についての説明責任を果たしていく所存でございますので、ご理解とご協力の方よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

土庄町教育基本大綱を作成するにあたって、これは町長の名前でつくらなければならないことになっております。町長にこれを公表する認識が、公表しなけ

ればならない認識はありますかと問うています。町長、答弁をお願いします。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の質問にお答えさせていただきますが、当然そういう義務はあると思っておりますし、先ほど言いましたように申し訳なく思っております。また、町のホームページ等々で、今記載しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

それでは提案をさせていただきます。

今後公表の義務等を果たす上で私は思いますが、議員に対しては書類で通知、他のことと同じように通知で、防災無線を利用して住民の皆さんが分かるように周知をしていくことが必要ではないかということをご提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

もう1点、この教育基本大綱についてでございます。策定についてですが、4月の16日に1回目の、というか1回しか総合教育会議を開いておりません。わずか1時間弱でこの教育大綱を策定をしております。

質問ですけれども、4月の16日段階で教育大綱を策定した自治体が香川県内にありますか。あるかないかでお答えください。

○議長（濱中幸三君）

宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

質問と回答が後先になりましたが、先ほどの教育大綱の策定についてはご説明いたしました。

今、福本議員のご質問にありました県内で4月の時点で大綱ができたところがあるかという質問でございましたが、4月の時点では県内ではできておりませんとお聞きしております。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

そうなんです。教育大綱というのは、土庄町の教育の基本をなす指針でござ

います。ですので、どこの自治体もこの総合教育会議を頻繁に開いて、住民からしっかりと意見を聞いて、丁寧につくっていくというのが、この教育大綱のつくり方というのが常識でございますので、住民の周知とともに、こうした教育の基本になる指針を丁寧につくっていくという姿勢をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

先ほど申し上げましたとおり、昨年度より作成を準備してきました。県内ではございませんが、全国全てを調査したわけではありませんが、例えば近い所ですと、岡山県の笠岡市とか総社市、それから神奈川県海老名市など、4月の総合会議で大綱を決定したとお聞きしております。今現在国の方が策定済みの市町村等の調査をしておりますので、詳しい内容は近いうちに公表になろうかと思っております。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

1番初めに、私は今の日本の情勢、安倍首相が進めようとしている国づくり、この情勢のお話をさせていただきましたが、なぜこんなお話をしてきたかと言いますと、今までの教育のあり方とは安倍政権になってから大きく変わっております。こうした内容の教育を持ち込まれては、たまりません。

ですので、何度も開いて、しっかりと町民の声を聞いて進めていくという方向を、教育委員会としても、町長としても持っていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、この法律によりますとですね、大綱そのものは総合会議で協議するものと書いております。先ほど、昨年より作成を準備してきたというふうにおっしゃられてますけれども、一体どの団体に議論されてきたのか。まだ昨年の段階で総合会議開かれてないんですよ。総合会議以外の場所で大綱を議論するというのは、そもそも話が違うんですけれども、いかがですか。

○議長（濱中幸三君）

藤本教育長。

○藤本教育長

福本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

土庄町の教育基本大綱を 4 月に策定をいたしました。この準備につきましては先ほど課長の方から答弁しましたように、昨年度以来町の教育委員会で原案等について協議をしてきました。そういう協議を踏まえまして、4 月に総合会議を開催して大綱を決定をいたしました。

なお、大綱につきましては、今後いろんな教育を取り巻く諸情勢の動きに対応して内容を検討し、修正を加えていくと、こういう方向でおります。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

町の教育委員会で協議をしてきたとおっしゃられました。この大綱は町の教育委員会で協議するものではございません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律を読みたいと思います。よく聞いていただけたらと思いますが、「地方公共団体の長は、大綱を定めるときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議をする」となっております。

総合教育会議というのがですね、住民公開で、住民がしっかりと監視できる体制に置くというのが国の方向性でございます。だからこそ、総合教育会議で議論しなさいよということを強調されているんでございます。違う場所で議論すれば、傍聴もできません。あることも分かりません。こういった非民主的な教育委員会のあり方というのは、子どもを育てていく上では、非常に問題があると私は思います。

こうしたルールにきちんと則り、住民に公開すべきものをしっかり公開し、民主的な教育委員会へといち早く変わっていただくよう、心よりお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

9 番 川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

9 番、川本です。

まず 1 点目、瀬戸内国際芸術祭 2016 への取り組みについてお伺いしたいと思います。皆さんご承知のとおり、来年 3 年に 1 度の瀬戸内国際芸術祭が開催されます。皆さん体感なさっておりますとおり、数多くの観光客が訪れ、町が一

時的に観光客で大いに賑わい、また、それに関連した関係事業者、また出入り業者、全てそれなりの売り上げを挙げ、功績が残っておるような、町にとりましても非常に活性化の出る、非常に良いイベントとなっております。

そのような中、他地域との間におきまして、やはり作品誘致、こちらの方は水面下において、県また実行委員会等々で打ち合わせ、協議しながら、作品の誘致合戦が大いに繰り広げられていることだと察しますけれども、そのような中、まずわが町におきまして、現在の作品の誘致状況、または町独自のイベント、この芸術祭に特化した町独自のイベントを開催するのかどうか、現段階で決まっている範囲内でお答え願いたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

次回で3回目の開催となります瀬戸内国際芸術祭2016は、1点目といたしまして、エリア以外の県内や瀬戸内の他地域との連携、2点目といたしまして、それぞれの場に固有な食文化に注目する食プロジェクトの強化、3点目といたしまして、地球規模の交流につなげる国際化の促進の3点を大きな要素として、来年3月20日から春、夏、秋の会期で108日間開催されます。

作品誘致に関しましては、先般6月12日に、高松シンボルタワーにおきまして、瀬戸内国際芸術祭2016キックオフイベントが開催され、県実行委員会から企画概要が発表されたところでございます。当町としましては、小豆島と豊島両島のバランスを図り、地域と連携しつつ3シーズン108日間の会期を通じて観光客を受け入れてまいります。

土庄町における新規作品の一部といたしまして、山口県宇部市で隔年開催している野外彫刻の国際コンクール大賞受賞者の作品制作展示が決定しております。さらに、まだ正式発表しておりませんが、自然の風力を使った動きのある作品で北川フラム総合ディレクター一押しの大型作品が町内で作品展開される計画が進んでおります。

また、豊島におきましては福武財団のご協力のもと、既存作品に加えて、「心臓音のアーカイブ」を制作したクリスチャン・ボルタンスキー氏による「風鈴プロジェクト」、大竹伸朗氏による針工場での作品展開など現時点で5点の新規プロジェクトと島キッチンでの食の展開を行うことが決定しております。今回発表の作品は一部であり、秋以降に全作品が発表されることになっております。

土庄町としましては、現代アートを観光資源の 1 つの要素と位置づけ、引き続き、恒久作品の誘致を実行委員会に強く要望してまいります。

次に、町独自の取り組みといたしまして、前回の芸術祭で好評を博した石の絵手紙の制作をすでに進めております。また、イベントにつきましては、先に述べました瀬戸内国際芸術祭 2016 の要素に調和したオリジナルイベントを前回に引き続き開催してまいりたいと考えております。これまでに発表されてきました瀬戸内国際芸術祭 2016 の基本計画や企画概要をベースに、今後発信される情報の収集に努め、前回に勝る来場者数となるよう、関係機関と連携を図りつつ企画提案してまいり所存でございます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

まず作品展示で、そのような形でなっているということですがけれども、実行委員会、または町独自イベント、その中で石の絵手紙、こちらにつきましては当然ながら恒久作品となりうるかと思っておりますけれども、その他以外で恒久作品が何点あるのか。当然ながら 3 年前の開催ですがけれども、その間の 2 年間でどうしてもやはり観光客の落ち込みというのが、そういった恒久作品によって大きく減少するかと思っておりますので、恒久作品、その他何点あるのかお答え願います。

○議長（濱中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

現時点でおきまして恒久作品になるかどうかはまだ決定しておりませんので、そのあたりの状況は、実行委員会等を含めて相談となろうかと思っております。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

この瀬戸内国際芸術祭、こちらの取り組みにつきまして次は町長にお伺いしたいんですけれども、町長に関しましては観光事業には特に得意分野でなかろうかと思っておりますけれども、前岡田町長時代、私、議員として何回も質問しておりましたけれども、いかにわが町に宿泊し、いかにお金を落とさせていただくか。そのような点で、滞在型観光、これを前回の開催から散々申し上げてきておりますけれども、滞在型観光、観光客にいかに滞在してもらえるか、このような

取り組み、または他地域との連携等、このあたりを町長自身どのようにお考えになっているか、お答え願います。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは川本議員の質問にお答えさせていただきますが、先ほど言ったのが6月の12日の話でございまして、後は10月の21日が多分最終のファイナルの日になると思います。ただ、それまでには町からも1人出向しておりますので、北川フラムさんとも話しながら、実際に後いくつぐらいの作品が展示されるのかなという話は追って聞こうかなと思ってます。少ないようであれば、町としても、考えていこうと思っておりますが、当然予算もかかってくることなので、これもまた町議の皆さんにもお諮りしながらこれから進めてまいりたいと考えています。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

私が質問させていただいた趣旨と少々違うんですけども、私は滞在型観光、いかに島内、またわが町に残っていただき、長い時間観光していただき、宿泊していただけるか。そのような中で、今のお答えですと町長は作品誘致のみで考えておるといふような捉え方しかできないわけなんですけれども、私が提案するのは、やはり観光従事者、または地元住民、このような形で協議会等づくり、このイベントに参画し、町民一体となって、観光客をいかに滞在していただくか、このような形で施策を講ずる必要があるかと思うんですけども、町長もう一度お願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それではお答えさせていただきますが、当然、どのよう観光協会もありますので、どのよう観光協会とも連動しながら、そういった業界の方とも話してまいりたいと思っておりますが、先ほど言いましたのは当然作品ありきと言いますか、作品をずっと見ながらこの瀬戸内国際芸術祭を回りますので、ある程度作品も用意しながらですね、島外から来られたお客さんに満足していただくということも考えております。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

ぜひとも、まだ少々ですけれども、時間がありますので、観光客誘致に努めていただきたいと、このように考えますので、よろしく願いいたします。

次に 2 点目の質問に移らせていただきます。四海小学校跡地の今後につきましてお伺いしたいと思います。

私、四海小学校が閉校しまして、2 度、3 度、四海小学校を訪れております。直近でありますと、この日曜日に訪れてまいりました。かなり、やはり学校があった頃に比べまして、校舎も老朽化し、運動場も草が生え、かなり傷んでおるなという状況でございます。そのような中、私行っておりますと、地元のスポ少団体が体育館の使用に訪れてまいりました。このような中で、校舎があのままの形でずっと放置されておくことは、地元にとりましても喜ばしくなく、また、地元におきましても跡地の協議会を立ち上げ、いろいろと協議しておるわけですけれども、そのような中、町執行部といたしましては、四海小学校を何らかの利用目的で活用しようというそういった案があるのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

平成 27 年 4 月に新設統合小学校が開校いたしまして、土庄、湊崎、四海、北浦の小学校が新たに廃校となり、跡地利用をどうするかという協議が各小学校の単位で状況に多少の違いはあるにせよ、進められていると伺っております。

これまでの小学校と同様の取り扱いになろうと思いますが、まずは、跡地利用協議会、自治会または地域の住民の皆さまのご意見、ご要望をお伺いし、協議させていただきながら、跡地利用計画をまとめていきたいと考えております。

現在、町の方で何か利用計画があるかということですが、当然、跡地利用協議会と話ししながらまとめてまいりたいと考えておりますので、今時点につきまして、四海小学校の方で何かということはございません。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

町におきまして、現在のところは具体的な案がないというようなご答弁で、その跡地協議会、私自身もメンバーとして入っております、いろいろ協議を重ねておりますけれども。まず、跡地協議会の中でいろいろな案が盛り込まれております。そのような中、大鐸また大部、他地区考えてみましても、その小学校跡地を公民館に利用する。皆さんご存知のとおり四海小学校につきましては公民館と小学校が離れた場所にあります、なかなかそういったスムーズな運びにもすんなりとはならない。また、地元においても今、各自治会において四海小学校の跡地へ公民館を移設する、これについてどうかというアンケートを今取っておるような次第でございます。

そのような中、今後、具体的な案を町に対して会として要望という形になるかと思っておりますけれども、以前、一度私自身が地元自治会の自治会長と一緒に三枝町長また当時難波副町長、こちらの方に面会し、一度、要望にはお伺いした次第でございますけれども、その際に、町長、当時の難波副町長からは、どうか他地区と同様の予算内でお願いしたいということで町長が快諾していただいたような記憶がございます。そのような中でですね、やはり地元協議会としましても、こういった形で跡地を利用したいというような形で案を出すときに、やはり予算というのが当然ながら基本の話になってきまして、予算も分からず、これがしたい、あれがしたい、じゃあ町に提出すれば、それは予算がないからできないと、こういったような繰り返しにならないようにですね、やはり、時期的にも早急に跡地の利用を進めなければならない時期に来ておりますので、その要望時と同様に、他地区同様の予算で地元としては考えるべきかどうか。また、他地区同様ということであれば、まず、大鐸小学校、こちらの方につきましては、総事業費 1 億 1000 万円、1 億 100 万円ですか、ぐらいの予算がかかっております。また、大部につきましては、公民館、こちらの方の総事業費 1 億 4500 万円。ところが、小学校跡地に建ててますから、小学校の解体工事、こちらの方を含めると総額で 1 億 9000 万、この予算が使われております。両校で約 1 億の差があるんですけれども、四海としては、一体どのぐらいの、どの程度の予算で考えればいいのか、概算で結構ですので、町長、副町長から答弁願いたいと思います。以上です。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、お答えさせていただきますが、1 億から 2 億の、1 億ぐらいの差が

あるということですが、基本的には、先ほど、課長が申しました跡地利用協議会、この協議会と一緒に当然話するんですけど、金額等については、多分その間ぐらいの予算は同じような感じで組めるのかなと思っております。まずは、その利用協議会の中身をまず決めていただきたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

やはり冒頭申しましたように、中身を決めるには、やはり予算額、こちらの方が基準になってこようかと思えます。でないと、内容を決めるにも予算オーバー、予算内、こちらの方が基準になりますので。今、町長の答弁では、その間を取ってということですので、仮に言いますと、四海としましては、1億5000万までの予算で考えればいいのかどうか。もう一度お願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

島田副町長。

○9番（川本貴也君）

議長、町長にお伺いいたします。町長が発言されたので、町長にお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど申しましたように、まだそこまで話を決めておりませんので、執行部皆と話しながら、大体その範囲の中で決めさせていただきたいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

何回もこちらの方ではそれを続けますと、堂々巡りになりますので。一応、町長、最後にお伺いしますが、最低でも大鐸小学校で1億円ついておることであれば、1億以上は見えていただけるかどうか。こちらの方を地元の方の協議会にも私として伝えたいと思えますので、それを見て1億円以上の予算規模で考えることについて、どうかということをお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

金額はそういう感じになろうと思いますが、まずはですね、基本的な町の考え方というのがございまして、小学校の跡地利用についてというこの案に沿ってお話ししたいと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

ですから、冒頭で案があるかどうかをお伺いしたんですけど、案はないということでしたので、今、このような質問をさせていただいておるんですけども。どうも話がしっくり合わんのですけれども、案は最初にないという総務課長の答弁からこのような話にさせていただいてるんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

島田副町長。

○副町長（島田 明君）

私の方からお答えをさせていただきます。

当初、総務課長、中井課長の方から、町としての提示すべき案は当面のところないと。跡地協議会の方で練っていただきたい。これは、今までの大鐸、大部等の例と同じでございまして。中で、予算が先か、案が先かというようなこととございまして、ニワトリが先か卵が先かという議論にも繋がりがねないんですが、町が予算を出す場合には財源の問題がございまして。それぞれ各大部、あるいは大鐸あたりにつきましてもいろんな案を町と跡地協議会、一緒に練っていく中で財源を探し、その中で各事業を実現したという経緯がございまして。できますなら、四海につきましてもこうした形で決定をさせていただきたい。そう思っております。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

この問題につきましては、町執行部に対しまして、特に予算面に関しまして、四海地区に予算面で善処していただけますようお願い申し上げまして、時間の関係上、これで終わりたいと思います。

次に3点目。土庄中央病院及び小豆島中央病院につきまして、質問させていただきます。

まず冒頭で、こちらでもまず町長にお伺いしたいと思います。平成 25 年 12 月、公民館におきまして、中央病院の現状を考える会という形で住民会議が行われました。当時三枝町長は、土庄町議会議員の立場でございましたけれども、あの現状を考える会で行われた住民会議、こちらの方の趣旨はどのように三枝町長自身お考えか、まずその点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

平成 25 年の 12 月でしたっけ、公民館の会議のことだと思うんですけど、あの当時は中央病院の危機的状況ということで、お医者さんもいなくなる、このままではどうしようもないということで、会を開いて広く町民の方に、利用も含めて今後の病院のあり方ということで、会議したと思っております。

○議長（瀨中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

私はこの会議が行われたとき、当時議長職でおりましたけれども、当事者として参加させていただきました。私が捉えておる趣旨としましては、まず三宅院長の辞任に端を発して、この現状を考える会の方から、一体行政、議会は何をやっておるんだと。病院任せは、非常におかしいじゃないかと。三宅院長がそういった、疲弊し、疲れて、また嫌気がさし、辞めると。そういった中であいう会議をもって、行政、議会もわが町の病院のことを一生懸命協力して今後はやろうじゃないか。反省して今後は三位一体で頑張っていこうじゃないかと。それによって三宅院長も残っていただいた。そういう趣旨の内容の会議ではなかったかと思えます。

そのような中、その明くる年、年が明けまして町長が町長選に立候補されました。当然ながら町長は住民会議にも、私記憶しておりますけど参加されておりましたし、また、選挙の争点も病院問題、このようなことだったかと思えますけれども、そのような中、三宅院長を中心に、あの会議以降、議会の方としてもこのままではいかんということで、まず病院側と話をし、三宅院長には地域医療に特化した専門機関を設立し、またそれが香大、岡大の双方が望む形だということで、議会としても再三再四、委員会において、町執行部に対し、そちらのような機関を設置することを求めました。

そうしたところが、執行部としましては、出てきた形は何かと言うと、そう

いった形ではなく企画の分室である地域医療再生室、こちらの方を設立し、職員 1 名、また当初予算ゼロ、こういった形で設立をした。そういった中で当然ながら私は、自分が要望した会でございますから、なぜ当初予算がついていないのか、なぜ職員が 1 人なのかといった質問を当時したように記憶しております。

ところが当時の副町長は、「予算はありませんが、必要になれば補正を組みます」。当初予算の審議をやっているときに、このような話があるのでしょうか。町長自身が選挙公約で掲げた、病院をきっちり立て直しますというような形でやられた病院の取り組みが、このような形なのでしょうか。そして、その後町長自体もいろいろと病院について、医師確保等々ご尽力されてきたかと思えますけれども、まず町長がその当時から、また、今まで、今後医師確保についてのどのような取り組みをなされてきたか。まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

医師確保等につきましては、当然長い間岡大さんとのパイプの中で、三宅院長を中心にやろうということですから、三宅院長と一緒になっていてですね、岡山大学さんの方にはお伺いさしていただいて、新しい病院については、香川県が香川医大さんを中心にやるということでございますが、中央病院に関しましては、できるだけ岡大さんのご協力もお願いしたいということで、今まで一緒に行ってきました。

○議長（瀨中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

まず、病院の現状を考える会、こちらの方で、病院任せにはしないというようなことで、執行部、議会も反省して、今まで来ておるわけなんですけれども。先日より町長の方が、四海地区の住民説明会、または先日の教育民生常任委員会におきましても、三宅院長に任せています、三宅院長にお願いしていますといった発言が多いように感じます。

当然町長としては一緒にという趣旨かと思えますけれども、比較すれば申し訳ないですけれども、隣町の町長は、やはり毎週月曜日には医療ミーティングをやり、または町内出身者の今現在医療を取り扱う医師のところには自ら足を

運んで、トップダウンで、わが町へ帰って来て医療に従事してくれというふう  
に口説かれて、非常にフットワーク良く運動されておるように聞いております。  
三枝町長におきまして、そのような形で今以上に医師確保については精一杯  
頑張っていたきたい。このようにお願いいたしまして、医師確保については  
以上にしたいと思えます。

次に、まずこの三宅院長、この前教育民生常任委員会傍聴させていただいて  
聞いたんですけれども、町長の方から三宅院長は今後、新病院開設と同時に企  
業団の方へ移るんだというような発言がありましたけれども、これ初耳でびっ  
くりしたんですけれども、このあたりは、この真偽のほどはどうかお伺い  
したいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今度の新しい企業団の名誉院長ということで、勤務地が土庄の診療所という  
ことですね、企業団に入っていたとということに、勤務地は土庄の診療所  
でございます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

分かりました。

次に、今現在わが町の勤務していただいている先生、こちらの方の先生に関  
しまして、看護師についてはかつての委員会で、新病院の開設した後の転院希  
望、こちらの方はアンケート結果も挙がってきて報告も受けたように感じてお  
ります。肝心の医師の先生にはそういった、転院して新病院での勤務をしてい  
ただけるかどうかの確認は、執行部として取っておるのかどうか。この点につ  
いてお伺いしたいと思えます。時間がないので、議長、早めに進めてください。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

企業団の方におきましては、看護師等のアンケートは取っておりますが、意  
向調査はしておりますが、医師については現在行っておりません。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

医師の方に、その意思確認をできてないというようなことでありましたら、新病院では当初医師確保数が 35 名というふうにお伺いしております。そのような中、今現状で、今現在土庄中央病院、内海病院、こちらの方で勤務している先生方が何人移っていただけるか。また、何人必要か。こちらの方で、まず第一段階としては、今現在勤務されている先生に意思確認の必要があると思いませんけれども、今の現状で出来てないということは、それ以外に今の先生方が仮に言う、移転して勤務していただかなくても、十分医師数が揃っておるのかどうか。どうなんでしょうか。そのあたりを 1 点聞きたいと思います。現在の医師確保数を、新病院で必ず勤務していただけるんだという医師の数をお願いします。

○議長（瀧中幸三君）

中央病院事務長 奥村忠君。

○土庄中央病院事務長（奥村 忠君）

現在のところ、確実に行くことが分かっている方の人数というのは、具体的な数は把握しておりません。

はっきり分かっているのは、今内海病院においででおる内科の 3 名の先生については、寄附講座を 5 年間の契約で香川大学と結んでおりますので、その先生については来年度以降 4 年間は確実におっていただけるというのは分かっております。以上です。

○議長（瀧中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

今の回答では確定が 3 名ということ。当初 35 名必要であるというような中で 3 名。このような形で病院はもう開院も間もなくというところまで迫ってきておるような状況で、開院しても先生がいないという状況が非常に懸念されます。

医師の確保というのは町長も今一生懸命頑張っておられるとは思いますが、まず地元に住んでおる者にとりまして、いつでもやはり本人、家族、または子や孫を、こちらの方がいつでも突発的に病気になったとき、怪我をしたときかかれる病院が近くにある。24 時間かかれる病院があるということが、ひいてはわが町が抱える安心安全につながるかと思えます。

また、先生がいないとそのような状況も、そのような体制もとれない。また、先生を確保することによって、同時に収支も上がってくる。今の現状の見込み

であれば、新病院開設当初から大幅な赤字が見込まれておりますけれども、そういった中で、医師も確保できていない、また医師の意思確認もできていない。このような中で、本当に果たして新病院の方が開設されたときに、通常どおり運営できるのかどうか。そのあたりは、皆さんに関してもう一度一生懸命考えていただいて、頑張っていたきたいなど、このように思います。

あと、新病院に関しまして、まず今現在の土庄中央病院の入院患者、また今後今から退院もされるでしょうし、入院される方も増えてくるかと思えます。これからの入院患者、新病院への転院時期に関して、おる入院患者の新病院への移る時期、移る方法等々、時期と方法を教えていただきたくこのように思います。

○議長（濱中幸三君）

中央病院事務長 奥村忠君。

○土庄中央病院事務長（奥村 忠君）

現在の土庄中央病院の入院患者数は、だいたい50名強で推移をしております。統合にあたりましては、ある程度入院調整をかけて減らしていくことにはなっていないかと思っております。

新しい病院への移り方ですけれども、今、企業団から3案が示されておりました、その中で検討していこうという段階で、具体的なスケジュールについてはまだ決まっておられません。以上です。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

今の事務長の話ですと、入院患者を減らしていこうと。ただでさえ売上げが、収支が悪化し、売上げが落ちている中で、入院患者を減らしていこうというような形はおかしいのではないかと。入院の必要性がある患者については、入院を当然ながらしていただくものだと思いますし、いかに入院患者がスムーズに新病院の方に移転できるか。このようなところを考えるべきことじゃないかと、このように思いますので、今後十分考慮していただいたらと、このように思います。

続きまして、まずその診療所となったとき、これも先日の教育民生常任委員会で聞いてびっくりしたんですけれども、診療所となった後、診療所の医師については企業団から派遣されてくる。しかしながら、その人件費は、わが町でもってわが町で負担する。また、経営収支もわが町が負担する。このような中

で、当然ながら建物維持管理費、または医療費。このあたりはわが町でいいかと思えますけれども、なにゆえ企業団の医師が派遣されてきた、その部分についてわが町が人件費を負担するようになったのか。それはいつ、どこで、どのような協議で決まったのか。まったくそれは初耳で、まったく今まで聞いたときなかったんですけれども、どのようなメンバーで、いつどこでどういう形で決まったか。それについてお答え願いたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

土庄中央病院の跡地、あと内海病院の跡地の運営につきましては、それぞれの地域の差がございますので、それぞれの地域において負担していただくということで、話は聞いております。ただ、それがどういう場で、どういう中でということは、ちょっと今資料が存在しませんのでお答えできませんけど、よろしく願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

当然こういうような重要な話は町長が入って決められとることかと思えます。担当課独自で決められるような話ではないかと思えます。医師の人件費のわが町の負担の話ですから、町長、このへんはいつどの場で決まったのかお答えください。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今考えておりますけど、ちょっと記憶がないんですね、たぶんいる場所じゃなかったと思いますから、一度そのへんは精査させていただいて、書類等を見てまた報告したいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

町が負担すべきようなことを、いつどこで誰が決めたか分からないというようなことは、非常に不可解ですし、おかしいかと思えます。この点につきましては、また委員会で発したということは、公的な場所ですので決定しておるの

かどうか。当然委員会で発言したことですから決定しておくことかと思えますけれども、もう一度企業団または小豆島町と協議していただく必要があろうかと思えますので、もう一度協議のほどお願いしたいと思えます。

続きまして、土庄中央病院につきまして、耐震補強ができていない建物につきましては利用については老健施設等々、そういった形での利用案があるということは聞いておりますけれども、耐震ができていない部分、旧館の部分ですね、こちらについては今現状での利用案はあるのかどうか、町長にお伺いしたいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今現在地方創生の中で取り組んでいこうということで、今お話をしている最中でございますので、もう少ししたら皆さんにお示しできるかなと思っております。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

最後に新病院開設以降の、先ほど母倉議員も質問しておりましたけれども、交通網整備、こちらにつきましては当然ながら路線の変更、または便数の変更その他も当然必要性があろうかと思えます。

そのような中で当然ながら病院も、より多くの町民の皆さまにやはり新病院を利用していただく。そういった中で、交通網の整備。やはり医師確保は当然ながらソフト面ですから、一朝一夕でいかない部分もあろうかと思えますけれども、であるならば、やはり行政・議会でできることといえば、やっぱりハード面のできるべきハード面での協力というのはやるべきじゃないかと思えます。

そういった中で、交通網整備。当然今、わが町からも高松へ診察へ行っておられる方が多数見受けられておりますけれども、そのような方々が新病院に診察を受けに来ていただく。そのような中では交通網の整備は必須ではないかと、このように考えておりますが、路線につきましては先ほど母倉議員が質問させていただいたんで、それは差し控えますけれども、逆にそれ以上どうしてもやはりオーリーブバスという形でやっておる路線内でありまして、やはり収支の問題、または便数の問題出て来ようかと思えます。そういった中でより利便性を

上げるため、私が住んでおります北回り等々では、やはり乗り換えなしに直行で、また安価で病院に通いたい。そうすれば、小豆島中央病院にも行けるんだと。そうでなければ、直通バスで土庄港まで行って高松に行くんだというような声が上がっております。そういった中で交通網整備、道路拡張ですとか、いろいろやられておりますけれども、まず町長にお伺いしたいのは、まず2町において交通網整備の一環として、または小豆島中央病院企業団こちらの方とも話して、まず路線以外の交通手段、例えば病院自体で小型巡回バスを持つとか、例えば行政において福祉バスの活用を進めるとか、そういった形の考えを提案していただきたく思いますけれども、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

その話につきましてははですね、小豆島地域公共交通協議会というのがございまして、この会議の中には両町長入っておりません。ただ、1回協議をしております。そのときにアンケートを取ったりとかですね、コンサルタントの方にもお願いし、いろいろ今後のオリーブバスのあり方ということも協議しているように聞いております。ただ塩田町長と話しする中で、路線のこと、それから料金のこと等々は話は最近出ております。例えば、先ほど言われた四海から直行で行ける、大部・北浦からも直行で行けるような路線もつくった方が当然良いわけなんで、そのあたりも時間帯、それから便数等も考えて、プラス今言いました料金等々も考えてこれから協議を重ねていこうと、重ねていくことになろうと思います。

次回の公共交通の協議会というのは、たぶん来月早々には集まってお話するんだらうとは思いますが、その中にもそういう話も聞こうかなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

もうそろそろ時間だと思いますので、まず町長、先ほどの交通網の問題では、路線をそういった形で努力していただく。それは当然ながらお願いしたいと思います。と同時に新病院、企業団の方にも働きかけをしていただいて、まず病院自体で車両を確保、または福祉バスの利用、そういったところを要望していただきたい。そういった形で交通整備をし、町民が新病院を使いやすくなるよ

うな交通網整備及び何よりもやはり医師確保で、やはり医師がいない病院にはやはり皆さんかかりません。医師をきちっと揃えた上で、交通網もきちっと整備された、このような病院を目指していただくよう努力していただくようお願い申し上げます。以上です。

○議長（濱中幸三君）

これにて、一般質問を終了いたします。

## 閉会

○議長（濱中幸三君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 27 年 6 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午前 12 時 6 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱 中 幸 三）

同 議 員 （福 本 耕 太）

同 議 員 （山 崎 勝 義）